

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 2 号
受付日	平成26年 1月27日
質問者	中川雅晶 議員

## 文書質問答弁書

回 答 日：平成26年2月5日

担 当 部 局：都市整備部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく中川雅晶議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

### ■質問

- ・寡婦（夫）控除のみなし適応について

平成25年12月5日、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました。

一方、税法の定める寡婦（夫）控除は、離婚や死別等の婚姻を経てひとり親になった世帯に適用されるため、「非婚の母（父）」に対しては適用されません。そのため、ひとり親家庭が等しく苦しい家計にある中で、非婚の母（父）と寡婦（夫）に格差があるのが現状です。具体的には、住民税、所得税が寡婦控除されることにより、保育料や市営住宅などの使用料等が減額されるなどの控除の適用をうけて算定されますが、非婚の母（父）は対象にならないということです。そこで、寡婦（夫）控除を非婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし各制度の運用を行ういわゆる「みなし寡婦（夫）控除」を適用する自治体が徐々に増加しているのが現状です。

本市においては、平成23年度より保育料算定のみに「みなし寡婦（夫）控除」を適用していますが、市営住宅使用料等へは適用していません。本市の「みなし寡婦（夫）控除」適用に対する統一性を欠いています。そこで、少なくとも市営住宅使用料のみなし寡婦（夫）控除を適用すべきであると考えますが、当局の見解を求めます。

### ■答弁

市営住宅の「寡婦（夫）控除」につきましては、公営住宅法施行令第1条第3号の規定に基づき、所得税法に準じて収入から27万円を控除し家賃の算定を行っています。

議員ご指摘の「みなし寡婦（夫）控除」につきましては、昨年10月に国土交通省が開催しました公営住宅管理研修会におきまして、所得税法の改正がなされるまでは公営住宅法が先行して「みなし寡婦（夫）控除」はしないとの説明がありました。

したがって、現時点で国の方針によりますと市独自の判断で、家賃算定の際に「みなし寡婦（夫）控除」（27万円）を適用することはできません。

ただし、「みなし寡婦（夫）」に対して減免を行う場合には、各自治体独自の規定において対応されたいとの説明もありました。

こうしたことから、独自の判断により「みなし寡婦（夫）」に対して公営住宅の家賃の減免を行っている自治体が八王子市他数自治体あることも把握しておりますが、一方では導入を見送ると判断した首都圏の自治体もございます。

このように、市営住宅の家賃に対する「みなし寡婦（夫）」の取り扱いにつきましては、各自治体で方向性が統一されていない状況であり、今後の国の動向や他都市の動きなどの情報収集をし、税や国民健康保険料などへの影響も十分見極めた上で、未婚のひとり親家庭の負担軽減の可能性について検討していきます。